

**コロナ矢板  
環境整備  
ルール**

コロナ矢板施設管理組合  
2020年3月7日

# コロナ矢板環境整備ルール

(名称・目的)

第1条 この「コロナ矢板環境整備ルール」(以下「ルール」という)はコロナ矢板施設管理組合組合員(以下「組合員」という)全員のコロナの安全を守るための環境整備を目的とする。

(コロナの安全の定義)

第2条 組合員全てに共通の安全を指し、道路、公民館、公園など公有地、インフラ設備、財産の安全、私有地に関しても将来組合員全員の安全を脅かす可能性のあるものを指す。

(ルールの規定)

第3条 このルールはコロナ矢板管理組規約(以下「規約」という)4条の別に定める事項として規定・運用する。

(ルールの適用範囲)

第4条 組合員の歩行、通行の安全、インフラ設備(電線等の架線・上下水道・道路)への安全、私有財産(家屋・保有地・車など)の安全が確保されるよう管理組合は地権者へ組合員の総意として環境整備の依頼をする。

(環境整備の範囲)

第5条 組合員の私有財産が以下のコロナの安全を脅かす可能性がある場合、規約第3条に基づいて管理組合が実施するに整備の要請に対し、組合員はその要請に誠実に応ずるよう努力しなければならない。

- (1) 道路・歩道・架線・公有地への倒木・枝の落下により安全が損なわれた場合。及びその危険性があるとコロナ矢板管理組理事会(以下「理事会」という)が認めた場合。
- (2) 建築限界(道路法30条)に違反している場合。違反していなくとも倒木の危険や視界不良、歩行困難と理事会が認めた場合。
- (3) その他落葉・落果、雑草の繁茂などにより防災、防火、美観の面からコロナの安全が損なわれると理事会が認めた場合。

(コロナの安全の判断)

第6条 コロナ矢板の安全を脅かしているとの判断は環境担当理事が行い、定例の理事会で報告し「環境評価ノート」に記録を残す。

(環境整備基準マニュアル)

第7条 管理組合の環境整備の業務範囲は「コロナ矢板環境整備基準マニュアル」に則り行う。このマニュアルは理事会の承認で改訂することが出来るものとする。また組合員全員が閲覧可能なように管理組合のホームページに掲載し、事務所に常備し、改訂の度に「管理組合ニュース」に掲載をする。

(相隣関係の環境整備)

第8条 相隣関係にある私有地間の環境整備には原則管理組合は関わらない。以下の場合には相談、仲介を行う。

- (1) 地権者と連絡が取れないとき。
- (2) 放置すれば隣の家の私有財産に甚大な被害をもたらす可能性があるとして理事会が認めたとき。
- (3) 過去にトラブルなどの事例があったとき。
- (4) その他看過すれば将来的にコロナの安全を損なうと理事会が認めたとき。

(組合の行う環境整備)

第9条 私有地内の環境整備は全て地権者の費用で行わなければならないが、以下の場合には管理組合が整備を代行することがある。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 再三の要請に土地所有者が応じず、放置すれば安全が大きく損なわれると認められたとき。
- (3) 土地所有者が不明、あるいは連絡が取れないとき。

(事務管理)

第10条 私有地の大木が他の土地や人に大きな被害を加える危険が差し迫っていると理事会が判断し、その土地所有者が伐採などの危険除去を実行しないときは事務管理を適用することが出来る。事務管理の適用方法はホームページに掲載の方法に従う。

(相談・問い合わせ)

第11条 管理組合は環境整備に関して組合員から相談・問い合わせがあった場合、以下の対応を行う。

- (1) 現状把握の相談があった場合は現在の土地の状況をメール・TEL等でお知らせする。
- (2) 整備についての相談があった場合には真摯に対応する。
- (3) 整備依頼の相談があった場合は業者の斡旋、仲介を行う。

(理事の免責事項)

第12条 環境整備に関して理事会で承認し実施した事案について、理事個人は何ら責務を負うものではない。

(環境整備ルールの遵守)

第13条 環境整備ルールは組合員全員の共通の利益のために遵守すべきもので、特定の組合員が利益あるいは不利益を被ることがあってはならない。

(ルールの施行と改訂)

第14条 このルールは総会での議決によって改訂されその日より効力が発生する。